

第24回大空町農業委員会総会議事録

令和元年5月24日第24回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1番 石原 せつえ	2番 江口 美世司	3番 石田 正俊
4番 苫米地 正幸	5番 澤井 忠雄	6番 丹羽 真治
7番 岡内 浩之	9番 長尾 照幸	10番 早川 敏幸
11番 渡邊 恵二	12番 伊藤 博幸	13番 井上 良幸
14番 田中 悟	16番 齊藤 貞利	17番 赤石 昌志
18番 岩原 秀嗣	19番 佐藤 廣治	20番 渡辺 誠
21番 石田 敦	22番 福田 重幸	23番 岡本 シゲ子
24番 遠藤 哲也	25番 長谷川 伸一	26番 永倉 誠二
27番 山神 正信		

(2) 欠席者

8番 小久保 謙	15番 田中 秀雄
----------	-----------

2. 職員等の出欠状況

事務局長 井上 透	主査 渡邊 豪	主事 久保 亮輔
主事 片山 樹弥		

第24回大空町農業委員会総会議事録

午後4時13分

井上局長	<p>時間ちょっと早いのですがけれども、ただ今から大空町農業委員会第24回総会をはじめたいと思います。</p> <p>それでは会議日程2に基づきまして、大空町農業委員会憲章を朗読いたします。</p> <p>前文から朗読いたしますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>(農業委員憲章朗読)</p>
井上局長	<p>次に、山神会長よりごあいさつ申し上げます。</p>
山神会長	<p>皆さん、御苦労さまでございます。</p> <p>令和に入りまして最初の総会でございます。また新たな気持ちで活動して参りたいと思いますので、各位におかれましても御協力をお願いしたいと思います。</p> <p>今年は順調に蒔き付けがスタートして、雨も少なく順調に仕事が進んだわけなんですけれども、この間の20、21日の低気圧が発達しまして、北海道にもちょっと強風が吹きまして、私たち大空町の所にも強風がありまして2日間の風でかなりの被害が出たのかなと思っております。被害にあわれた皆様がおりましたら、お見舞いを申し上げたいと思います。いち早く作物が回復するのを願うところでございます。</p> <p>前月の総会にも話したかどうかちょっと忘れたんですけれども、担い手のアドバイザーの件なんですけれども、今まで岸田さんがアドバイザーとしてお願いしてやっていただきました。</p> <p>今回、女満別元JA職員でございます池野さんという人がアドバイザーとして、お願いして受けていただきました。池野さんにおかれましては今回は女満別地区ということで、岸田さんにおかれましても今回でということだったんですけれども、東藻琴地区を担当していただけるということでお願いをしております。今回2人体制になりますけれども、各位におかれましてもまた協力をお願いしたいと思います。</p> <p>今日は第24回総会でございますので、御審議をいただきますよう、簡単ですが、御挨拶とさせていただきます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>この際活動状況報告を行います。</p> <p>事務局長。</p>
井上局長	<p>4月22日開催の第23回総会後の活動状況報告を、お手元に配布</p>

山神会長	<p>の資料により説明いたします。 (活動状況報告説明)</p> <p>今日はちょっと暑いですので、上着をもし脱がれる方は脱いでもよろしいです。 ただ今より第24回農業委員会総会を開催いたします。 (午後4時18分)</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。 諸般の報告をいたさせます。 事務局長。</p>
井上局長	<p>ただいまの出席委員は、25名であります。 田中秀雄委員、小久保委員から欠席の旨の連絡がありました。 「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。 本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第8号までの合計18件であります。 以上でございます。</p>
山神会長	<p>議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、17番赤石委員、20番渡辺誠委員を指名いたします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 利用権設定関係1番及び2番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 渡辺主査。</p>
渡辺主査	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和元年5月24日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。 利用権設定関係の1番及び2番です。</p> <p>【議案第1号利用権設定関係1番から2番説明朗読】 この件につきましては、貸主の規模縮小に伴う新規の案件です。 図面については、1ページ及び2ページに掲載をしております。 農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確</p>

	<p>認しておりますので、ご審議願います。 以上です。</p>
山神会長	<p>この件について、第〇地区副委員長より補足説明があればお願いいたします。</p>
副委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 1 番及び 2 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号の利用権設定関係 1 番及び 2 番について採決 します。</p>
委員	<p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 3 番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 1 号利用権設定関係 3 番説明朗読】 この件につきましては、使用貸借の権利から賃貸借への変更に伴う 新規の案件です。図面については、3 ページに掲載をしております。 農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確 認しておりますので、ご審議願います。 以上です。</p>
山神会長	<p>この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いしま す。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形</p>

	<p>態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 3 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号の利用権設定関係 3 番について採決しま す。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しま した。 次に利用権設定関係 4 番について提案理由の説明を求めま す。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 1 号利用権設定関係 4 番説明朗読】 この件につきましては、借主を変更に伴う新規の案件です。図面 については、4 ページに掲載をしております。 農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないこと を確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。</p>
山神会長	<p>この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願 いしま す。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利 用形 態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われ ま す。 以上です。これより利用権設定関係 4 番について質疑に入 りま す。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号の利用権設定関係 4 番について採決しま す。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>

委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係 5 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	<p>【議案第 1 号利用権設定関係 5 番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、貸主の規模縮小に伴う新規の案件です。図面については、5 ページに掲載をしております。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
山神会長	これより利用権設定関係 5 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 1 号の利用権設定関係 5 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>1 番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」次のと

	<p>おり農地法第4条の規定に基づき農地の転用許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和元年5月24日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第2号1番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、農地に農業用倉庫を建設したいとの農地転用の申請があったものです。</p> <p>第〇地区農業委員さんにより、5月22日に現地確認をしており、既存施設の隣接地であるため、転用はやむを得ないという判断をいただいております。また、農地法第4条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しております。</p> <p>図面については、6ページから7ページに掲載しております。</p> <p>農地法第4条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては5月22日に第3地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより議案第2号1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号の1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。</p>

<p>渡邊主査</p>	<p>渡邊主査。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」次のとおり農地法第5条の規定に基づき農地の転用許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和元年5月24日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第3号所有権移転関係1番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、農地に一般住宅を建設したいとの農地転用の申請があったものです。</p> <p>第〇地区農業委員さんにより、5月17日に現地確認をしており、既存住宅の隣接地及び都市計画用途区域内であるため、転用はやむを得ないという判断をいただいております。また、農地法第5条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しております。</p> <p>図面については、8ページから11ページに掲載しております。</p> <p>農地法第5条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
<p>山神会長</p>	<p>この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
<p>委員長</p>	<p>当案件につきましては5月17日に第〇地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。</p> <p>以上です。</p>
<p>山神会長</p>	<p>これより議案第3号所有権移転関係1番について質疑に入ります。</p>
<p>委員</p>	<p>(なしの声)</p>
<p>山神会長</p>	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号の所有権移転関係1番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>(異議なしの声)</p>
<p>山神会長</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p>

<p>渡邊主査</p>	<p>次に利用権設定関係 1 番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p> <p>【議案第 3 号利用権設定関係 1 番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、農地に農業用ハウスを建設したいとの農地転用の申請があったものです。</p> <p>第〇地区農業委員さんにより、5月17日に現地確認をしており、既存施設の隣接地であるため、転用はやむを得ないという判断をいただいております。また、農地法第 5 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しております。</p> <p>図面については、12 ページから 13 ページに掲載しております。</p> <p>農地法第 5 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
<p>山神会長</p>	<p>この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
<p>委員長</p>	<p>当案件につきましては5月17日に第〇地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。</p> <p>以上です。</p>
<p>山神会長</p>	<p>これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。</p>
<p>委員</p>	<p>(なしの声)</p>
<p>山神会長</p>	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 3 号の利用権設定関係 1 番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>(異議なしの声)</p>
<p>山神会長</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。</p> <p>利用権設定関係 1 番について提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>

渡邊主査	<p>議案第4号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の予定について」農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、下記のとおり大空町長に対し、農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。令和元年5月24日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第4号利用権設定関係1番説明朗読】</p> <p>更新の案件です。そのため、図面を省略しております。また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>借主の経営面積は、44.7ha、労働力は3人です。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>これより議案第4号の利用権設定関係1番について採決します。</p>
委員	<p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p>
委員	<p>次に議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p>
山神会長	<p>譲渡人が同一でありますので、所有権移転関係1番から4番について、一括して提案理由の説明を求めます。</p>
委員	<p>渡邊主査。</p>
山神会長	<p>議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。令和元年5月24日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p>
委員	<p>【議案第5号所有権移転関係1番から4番説明朗読】</p>
山神会長	<p>1番については、平成21年度に、1番以外は平成26年度に農地</p>

	<p>保有合理化事業を利用しており、今回北海道農業公社より農地を購入するものです。</p> <p>1番の元の所有者は、〇〇氏です。</p> <p>2番の元の所有者は、〇〇氏です。</p> <p>3番の元の所有者は、〇〇氏です。</p> <p>4番の元の所有者は、〇〇氏です。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより、所有権移転関係1番から4番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第5号所有権移転関係1番から4番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第6号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。</p> <p>1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第6号「土地の現況証明願いについて」土地の現況証明に関する規定に基づき、下記のとおり申請書の提出があったので、その適否について審議を求める。令和元年5月24日提出 大空町農業委員会 会長 山神正信。</p> <p>【議案第6号1番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、4月25日に第〇地区の農業委員さんに現地調査して頂いております。</p> <p>申請地は、宅地となっており、農地採草放牧地以外であることを確認していただいております。なお、図面につきましては、14ページに掲載しておりますのでご参照願います</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いしま</p>

委員長	<p>す。</p> <p>当案件につきましては4月25日に第〇地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しましたが結果については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより議案第6号の1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第6号の1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に2番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第6号2番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、5月17日に第〇地区の農業委員さんに現地調査して頂いております。</p> <p>申請地は、雑種地となっており、農地採草放牧地以外であることを確認していただいております。なお、図面につきましては、15ページに掲載しておりますのでご参照願います</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては5月17日に第〇地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しましたが結果については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより議案第6号の2番について質疑に入ります。</p>

委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第6号の2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に3番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	【議案第6号3番説明朗読】 この件につきましては、5月20日に第〇地区の農業委員さんに現地調査して頂いております。 申請地は、宅地となっており、農地採草放牧地以外であることを確認して頂いております。なお、図面につきましては、16ページに掲載しておりますのでご参照願います 以上でございます。
山神会長	この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては5月20日に第〇地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しましたが結果については、事務局の説明のとおりです。 以上です。
山神会長	これより議案第6号の3番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第6号の3番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)

山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第7号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第7号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価について」農林水産省通知「農業委員会の事務の実施状況等の公表について（平成28年3月4日付け27経営第2933）」の2の規定に基づき、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価について審議を求める。令和元年5月24日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第7号資料説明朗読】</p> <p>平成30年度の目標率の達成に向けた活動の点検評価で、地域の農業者等から主な要望意見及び対処方法内容については特段ありませんでしたので記載なしとしています。</p> <p>その下、事務の実施状況の公表等については議事録についてはホームページで公開をしております。</p> <p>活動計画の点検評価もホームページで公表しております。</p> <p>農地等の利用最適化の施策の改善についての意見の提出はないような状況になっております。</p> <p>基本的には例年同様の考え方で、活動の点検評価させていただいております。</p> <p>また委員協議会の際から特段変えているところはございませんので併せてよろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第7号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>

山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に議案第8号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第8号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」です。</p> <p>農林水産省通知「農業委員会事務の実施状況等の公表について(平成28年3月4日付け27経営第2933)」の2の規定に基づき「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」審議を求める。令和元年5月24日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第8号資料説明朗読】</p> <p>こちらについては、ここ数年遊休農地がないという状況でございますので、それを維持することを目標に活動計画をさせていただいております。例年同様農地パトロール等を実施するというふうにしております。5番目、違反転用の適正な対応ということで、現在、違反転用は無いような状況でございますので、この状況を維持していくというのを活動計画としております。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第8号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。渡邊主査。</p>

渡邊主査	<p>報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則第18条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する 令和元年5月24日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【報告第1号説明朗読】</p>
山神会長	この件について何かご意見ございませんか。
委員	(なしの声)
山神会長	<p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。</p> <p>これで総会を閉じます。ご苦労様でした。</p> <p>引き続き、委員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後4時54分)</p>

会 長

署名委員

署名委員